**※事前打合せのための要望書です。登録申請書ではありません。**

**登録範囲の要望書**

　　年　　　　月　　　　日

公益財団法人日本合板検査会理事長　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 申 請 者 名 | 社名：**役職名**・代表者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 住 所 |  |

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）(平成28年5月20日法律第48号)に基づき木材関連事業者についての登録を受けるにあたって、下記の通り要望いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 第一種木材関連事業又は

第二種木材関連事業の別 | 1. 第一種木材関連事業

② 第二種木材関連事業 ＊該当する区分に○印。両方に該当する場合は両方に○を付す。 |
| 　林野庁の定める「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明方法並びに都道府県等による認証制度の認証の取得の有無。 ＊右覧の該当する区分に○印。取引先等の有無でなく、申請事業者の有無です。都道府県等の認証制度は有効でない制度も有ります。 | 有　・　無 |
| (定義) <参考>1. 第一種木材関連事業

・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太を譲り受けた(国有林、県有林等の入札含む)者が丸太の加工、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。以下同じ。）をする事業（第三者に委託して加工、輸出又は販売をする事業を含む。） **[ 例 ：素材生産業者(伐採業者)から丸太を買い取り、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業 ]**・樹木の所有者が樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業（第三者に委託して加工又は輸出をする事業を含む。）**[ 例 ：自社林を自ら伐採し、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業 ]**・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者（その者から丸太の販売の再委託を受けた者を含む。）が丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業**[ 例 ：森林組合、木材市場、県森連等 ]**・木材等の輸入をする事業 **（輸入の事業部門が一種、製造・販売する部門からは二種。但し、木材の製造・販売は一種としてよい。）**1. 第二種木材関連事業

・第一種木材関連事業以外のもの。**（家具、紙等の物品を製造、販売する部門は、国産材直接購入の一種の場合にあっては二種。）**「木材等」とは：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。　　　　　　　　　 **[ 一度使用されたものの例 ： 丸太の剝き芯、工場の端材、ゴム樹液採取後のゴムノキ ] （申請できません。）**「木材」とは：「丸太」、「ひき板及び角材」、「単板及び突き板」、「合板、単板積層材及び集成材、CLT」及び「木質ペレット、チップ状又は小片状の木材」※薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維板、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレットは木材等に該当しません。※「家具、紙等の物品」については、少しでも木材又は木材パルプを使用しているものが対象となりますが、「椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレーム」については「部材に主として木材を使用したもの」と規定しており、原則として、部材の総重量に占める木材の重量の割合が50％以上であるものが対象となります。「部材」とは、机であれば、天板や脚などの家具を構成する部材を指しており、ダボなどの部品は含まれません（なお、家具の解釈等に関する詳細については別途公表するガイドラインを御確認ください。）。※フローリングについては、「基材に木材を使用したもの」が対象となります。「基材」とは、フローリングを構成する材料のうち、フローリングの表面に美観を表すことを主たる目的として施された加工層及び表面加工の保護を目的として積層された材料並びに裏面に防湿及び不陸緩和を目的として積層した材料以外のものを指します。 |
| 2.　製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別 | ① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売する事業② 木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業③木質バイオマスを用いた発電事業 ＊該当する区分に○印。複数該当する場合は複数に○を付す。 |
| 3. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場 | ＊別表にて整えてください。 |
| 4. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類 | ＊別表にて整えてください。 |
| 5. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み | ＊別表にて整えてください。 |
| 6. 登録の対象とする木材等の原材料となっている樹木の樹種及び伐採された国又は地域(＊第一種木材関連事業のみ) | ＊別表にて整えてください。 |
| 7. 登録申請を担当する者の氏名及び連絡先＊委任申請は可。代理申請は不可。 | 【連絡先】会社名所属担当者名所在地 〒　　　　電話／FAX番号ｅ－mail |
| 8. 請求書の宛先 | 【手数料請求先】会社名担当者名所在地 〒　　　　電話／FAX番号ｅ－mail |

別表1 部門、事務所、工場又は事業場（プロジェクト単位を除く）の場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **１－（３）**  | **１－（４）**  | **１－（５）**  | **１－（６）** (第一種木材関連事業**の場合のみ記載。**) |
| 部門、事務所、工場又は事業場 | 所在地 | 事業内容 | 木材等の種類 | 木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み | 樹種 | 伐採された国又は地域 |
| 大分類 | 小分類 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

※必要に応じて行を追加してください。 ページ枚数は増えてもかまいません。 **ｴｸｾﾙﾌｧｲﾙ形式等変更可とします。**

 表をエクセルにそのままコピーペースト出来ます。

※記載についての留意点等

**・登録申請の際には以下は削除してください。**

**・第一種及び第二種木材関連事業の登録申請をする場合は、表を別にしてください。**

・部門、事務所、工場又は事業場：複数ある場合は列挙してください。**営業所、販売店等の商流部門も必要です。**

・所 在 地 ： 番地(事務所等はビル名)までとし、電話番号も記載してください。

・事 業 内 容 ： 具体的な事業内容(製材、合板、集成材等の製造・販売等)が分かるように記載してください。

・木材等の種類 ： 第一種木材関連事業は取扱う木材等の種類全てを、第二種木材関連事業は登録の対象とする

木材等を記載してください。

大分類；(1)木材、(2)家具、(3)ﾊﾟﾙﾌﾟ・紙、(4)木質建材、(5)中間製品 の別に記載してください。

 小分類；大分類に応じて次の小分類の別に記載してください。

(1)木材 [①丸太、②-1ひき板、②-2角材、③-1単板、③-2突き板、

④-1合板、④-2単板積層材、④-3集成材、④-4直交集成板、

⑤-1木質ﾍﾟﾚｯﾄ、⑤-2ﾁｯﾌﾟ、⑤-3小片]

(2)家具 [①椅子、②机、③棚、④収納用じゅう器、⑤ﾛｰﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ、⑥ｺｰﾄﾊﾝｶﾞｰ、

⑦傘立て、⑧掲示板、⑨黒板、⑩ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ、⑪ﾍﾞｯﾄﾞﾌﾚｰﾑ]

 (3) ﾊﾟﾙﾌﾟは、木材パルプ と記載してください。

 紙 [①ｺﾋﾟｰ用紙、②ﾌｫｰﾑ用紙、③ｲﾝｸｼﾞｪｯﾄｶﾗｰﾌﾟﾘﾝﾀｰ用塗工用紙、

④塗工されていない印刷用紙、⑤塗工されている印刷用紙、⑥ﾃｨｯｼｭﾍﾟｰﾊﾟｰ、

⑦ﾄｲﾚｯﾄﾍﾟｰﾊﾟｰ]

 (4)木質建材 [①ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ、②木質系ｾﾒﾝﾄ板、③ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ]

 (5)中間製品は、「中間製品」と記載してください。**＊家具の「中間材」の意味です。**

 ・木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み ： 小分類ごとに直近1年間に取扱う見込みを記載してく

ださい。できるだけ ㎥ 単位で記載してください。

 ・樹　種 ： 取扱いが想定される樹種名を列記してください。樹種名は一般的に使用されている樹種名を、輸入材は

ｲﾝﾎﾞｲｽ等に記載されている樹種名にしてください。木質ﾍﾟﾚｯﾄ、ﾁｯﾌﾟ等の多くの樹種が混在する場合に

は主な樹種を記載してください。

 ・伐採された国又は地域 ： 樹木の伐採された国又は地域名を記載してください。

別表2 プロジェクト単位の場合

|  |  |
| --- | --- |
| プロジェクト名称 |  |
| プロジェクト実施場所 |  |
| 構造 |  |
| 用途 |  |
| 規模（建築面積・延べ床面積・階数等） |  |
| 着工日と竣工日 |  |
| 対象とする部材群・製品群 | 木材： |
| 物品： |

※建築又は建設をする事業に限る。